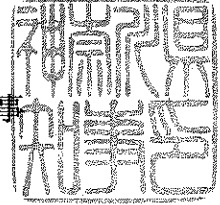


水第 1026 号

令和 5 年 4 月 5 日

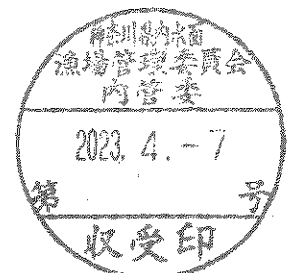
神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事



内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (諮問)

このことについて、別添写しのとおり、酒匂川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



酒匂川漁業協同組合(内共第3号)の遊漁規則変更について

1 内水面の漁業権と遊漁規則について

- ・内水面は海面に比べて漁場が非常に狭く、組合員のほかに多くの遊漁者が存在することから、資源を増殖しなければ漁場が成り立たない。
- ・漁業法では、内水面の漁業権者（漁協等）に対して増殖義務を課すとともに、漁場の適切かつ有効な利用に努めるよう定めている。
- ・また、漁業権者が遊漁について制限するときは、遊漁規則を定めて知事の認可を受けることとされている。
- ・遊漁規則には、漁具漁法など制限の範囲に加え、増殖及び漁場の管理に要する費用負担としての遊漁料などの事項が規定される。

2 変更の内容および理由

【内容】

令和3年5月の遊漁規則改正により禁止した「リール、ルアーを使用したあゆの採捕」について、一部の区域(別記)に限り採捕ができるように変更する。

また、その場合のハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内に制限する。

【理由】

- ・令和3年の規則改正後にあゆのルアー釣りが急速に流行し始め、酒匂川での解禁を望む声が多く上がっていること。
- ・あゆのルアー釣りを解禁することで若年層を中心に遊漁者の増加が見込まれること。

3 変更の妥当性等

今回の変更については、禁止されていた漁具・漁法を解禁する内容であることから、遊漁を不当に制限する内容ではないと考えられる。

なお、漁業権行使規則も同様の内容で変更する予定である。

《別記》

「足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端から上流及び小田原市桑原地先富士道橋橋脚上流端から下流の酒匂川の区域（支流を含む）」を除く酒匂川の区域

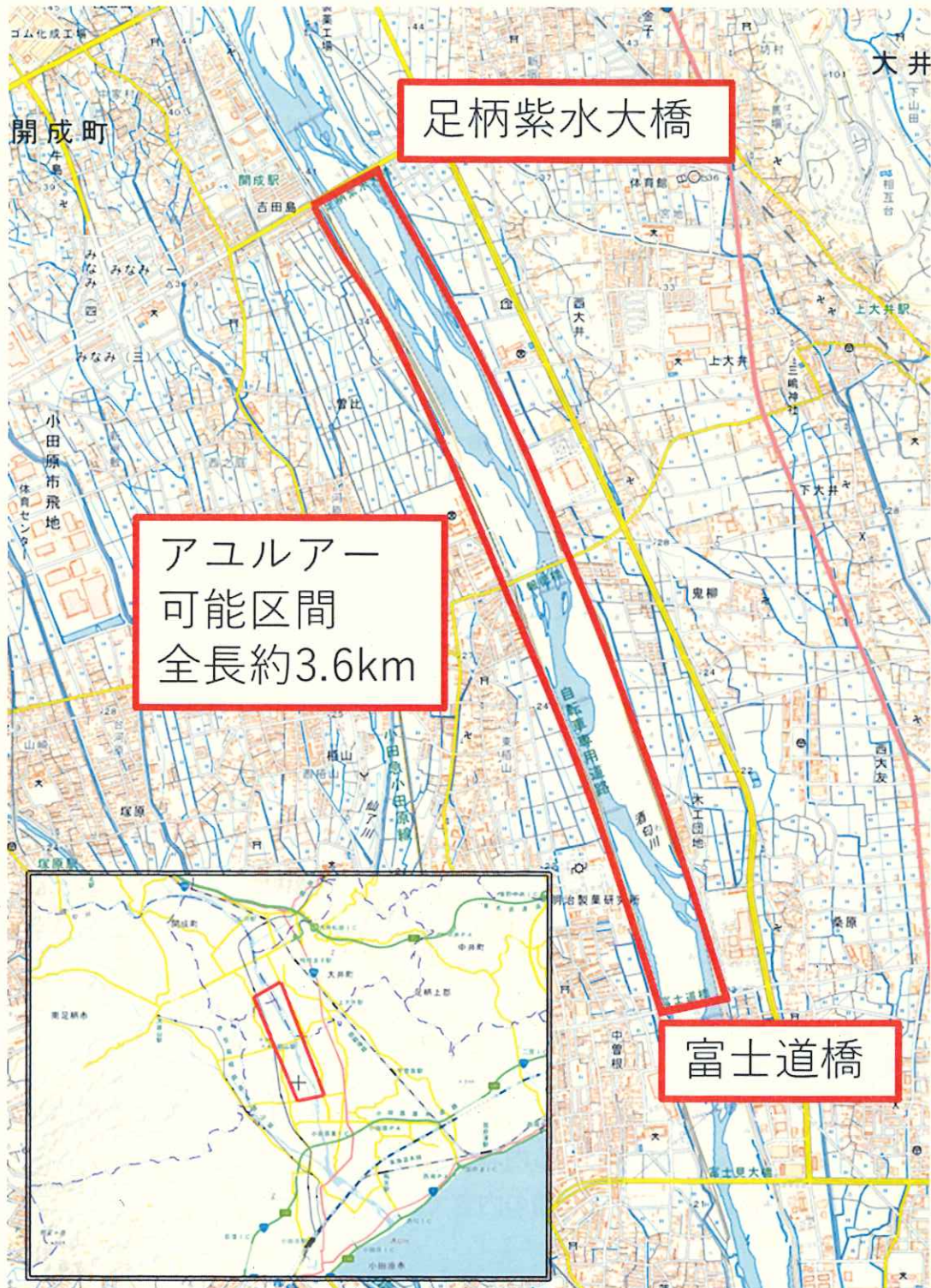


図 リール、ルアーを使用したあゆの採捕が可能になる区間



足柄紫水大橋橋脚下流端
(アユルアー区間上流端)



富士道橋橋脚上流端
(アユルアー区間下流端)



アユルアー区間内：報徳橋下流



アユルアー区間内：組合事務所上流

図 アユルアー区間における漁場の様子

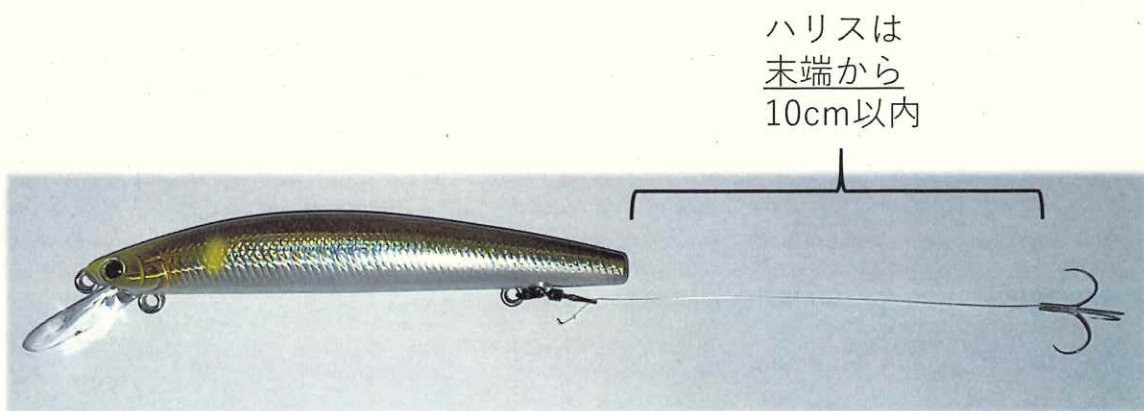


図 ルアーを用いてあゆを採捕する場合のハリスの長さ

内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

資料1-2

内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧												
<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁してはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。</p> <p>また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌(まき餌を含む。)を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>(削除)</p> <p>7 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p>	<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁してはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。</p> <p>また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌(まき餌を含む。)を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 ルールを使用して、あゆを採捕してはならない。</p> <p>7 ルアーを使用して、あゆを採捕してはならない。</p> <p>8 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1085 1568 1165 2134">ア 区域</th> <th data-bbox="1085 1344 1165 1568">イ 期間</th> <th data-bbox="1085 1108 1165 1344">ウ 漁具・漁法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1165 1568 1468 2134">小田原市栢山地先報徳橋橋脚 downstream 端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋脚 downstream 下流端から下流の狩川の区域南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚 downstream 端から上流へ南足柄市広町地先上山下</td> <td data-bbox="1165 1344 1468 1568">6月1日から 10月14日まで</td> <td data-bbox="1165 1108 1468 1344">コロガシ シャクリ</td> </tr> </tbody> </table>	ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法	小田原市栢山地先報徳橋橋脚 downstream 端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋脚 downstream 下流端から下流の狩川の区域南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚 downstream 端から上流へ南足柄市広町地先上山下	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1085 560 1165 1108">ア 区域</th> <th data-bbox="1085 336 1165 560">イ 期間</th> <th data-bbox="1085 78 1165 336">ウ 漁具・漁法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1165 560 1468 1108">小田原市栢山地先報徳橋橋脚 downstream 端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋脚 downstream 下流端から下流の狩川の区域南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚 downstream 端から上流へ南足柄市広町地先上山下</td> <td data-bbox="1165 336 1468 560">6月1日から 10月14日まで</td> <td data-bbox="1165 78 1468 336">コロガシ シャクリ</td> </tr> </tbody> </table>	ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法	小田原市栢山地先報徳橋橋脚 downstream 端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋脚 downstream 下流端から下流の狩川の区域南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚 downstream 端から上流へ南足柄市広町地先上山下	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ
ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法											
小田原市栢山地先報徳橋橋脚 downstream 端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋脚 downstream 下流端から下流の狩川の区域南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚 downstream 端から上流へ南足柄市広町地先上山下	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ											
ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法											
小田原市栢山地先報徳橋橋脚 downstream 端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋脚 downstream 下流端から下流の狩川の区域南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚 downstream 端から上流へ南足柄市広町地先上山下	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ											

橋脚上流端から上流へ7.5メートルまでの区域	橋脚上流端から上流へ7.5メートルまでの区域
東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ基点A・Bの直線までの区域	東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ基点A・Bの直線までの区域
足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命放水門上流端から下流の区域	足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命放水門上流端から下流の区域
足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域	足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域
酒匂川全域(支流を含む)	酒匂川全域(支流を含む)
(新設)	(新設)
毛針 但し、やまめ、いわな、にじま すを除く	毛針 但し、やまめ、いわな、にじま すを除く
(新設)	(新設)

基点A 小田原市東町四丁目496番口に設置した標識
基点B 小田原市西酒匂一丁目1,653番12に設置した標柱

第4条～第11条(略)

附則

1. この規則は平成25年9月1日から施行する。
2. この規則は平成30年1月1日から施行する。
3. この規則は令和3年5月10日から施行する。

橋脚上流端から上流へ7.5メートルまでの区域	橋脚上流端から上流へ7.5メートルまでの区域
東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ基点A・Bの直線までの区域	東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ基点A・Bの直線までの区域
足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命放水門上流端から下流の区域	足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命放水門上流端から下流の区域
足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域	足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域
酒匂川全域(支流を含む)	酒匂川全域(支流を含む)
毛針 但し、やまめ、いわな、にじま すを除く	毛針 但し、やまめ、いわな、にじま すを除く
ルア一 但し、やまめ、いわな、にじま すを除く	ルア一 但し、やまめ、いわな、にじま すを除く

基点A 小田原市東町四丁目496番口に設置した標識
基点B 小田原市西酒匂一丁目1,653番12に設置した標柱

第4条～第11条(略)

附則

1. この規則は平成25年9月1日から施行する。
2. この規則は平成30年1月1日から施行する。
3. この規則は令和3年5月10日から施行する。
4. この規則は令和5年6月1日から施行する。